

法学研究科

I 2014年度大学評価委員会の評価結果への対応

法学研究科では、認証評価結果を受け、カリキュラム委員会を開催し具体的検討を行ってきた。コースワーク・リサーチワークの明確化はほぼ完了し、2015年度に設置科目の見直しや博士後期課程の単位制度移行に関する改革を検討し完了する予定である。「学生への受け入れ」に関して、研究科教授会で議論し、2015年度外国人、社会人入試を導入した。続けて、2016年度入試において2月にも外国人入試および外国人入試に研修生試験を併願できることとして実施する予定である。

II 現状分析

1 理念・目的

1.1 理念・目的は、適切に設定されているか。

①研究科（専攻）として目指すべき方向性等を明らかにした理念・目的が設定されていますか。

「自由と進歩」の理念のもと既成概念に囚われない自由な発想で考え新しい問題に積極的にチャレンジする創造的意欲を持ち他者への思いやりを備えた研究者養成・高度職業人養成を目指して、社会のニーズにこたえ得る研究・教育を目標とする旨の理念・目的を設定している。

1.2 理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

①どのように理念・目的を周知・公表していますか。

大学院入学案内や大学院ホームページにおいて、理念・目的を公表・周知している。

1.3 理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

①理念・目的の適切性を定期的に検証していますか。また、その検証プロセスを説明してください。

カリキュラム委員会で検討した結果を踏まえ、研究科教授会で、検証している。

2 教員・教員組織

2.1 学部等として求める教員像および教員組織の編制方針を明確にしているか。

①学位授与方針およびカリキュラムを前提とした教員像、教員組織の編制方針を明らかにしていますか。具体的に説明してください。

求められる教員像は、法律学自体の体系だった学問に照らせば求められる能力と資質に関して自ずと明らかである。教員組織の編成方針は、①法律学自体が強い体系性を有していることに加えて②先端科目にも配慮するカリキュラム・ポリシーに基づいている。採用された専任教員の業績等は大学院ホームページにて明らかにしている。

②採用・昇格の基準等において、法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていますか。

学部教授会内規に則り採用・昇格を審査する際、法学研究科の担当についても併せて検討され、採用等が決定される。その際、法学研究科のカリキュラム・ポリシーを十分に踏まえて研究・教育業績の審査を行っているので、適切に採用されるといえる。その経歴・業績等をホームページ上で公開することによって明らかにしている。

③組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていますか。その体制について概要を説明してください。

研究科教授会において、年度ごとにカリキュラム委員会による科目編成の見直し、カリキュラムおよび担当者を審議している。これによって、組織的な教育の確保の責任は研究科教授会が担いつつ、各教員の役割分担・責任を確認し、明確にしている。

2.2 教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

①研究科（専攻）のカリキュラムにふさわしい教員組織を備えていますか。また、なぜそのように判断しましたか。

法学研究科では、開講科目のほとんどを専任教員が担当し、ほとんどの分野について修士課程・博士後期課程に設置した科目に関して院生の指導が可能であり、また、その配置する科目の適正さについてもカリキュラム委員会において改廃も含め検討している。カリキュラムにふさわしい教員組織を備えているといえる。

②特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していますか。

人事に関する学部教授会内規に則り、募集科目や年齢など著しく偏らないよう学部教員採用の際に配慮されている。

2.3 教員の募集・任免・昇格は適切に行われているか。

①各種規程は整備されていますか。

法学研究科では、教員の募集・任免・昇格は法学部の内規に準拠している（専任教員の採用・昇格に関する内規）。法学研究科の構成メンバーは学部教授会での法律学科メンバーと重なっており、学部での教員募集・選考時に大学院の担当を併せて検討することに支障はなく、適切に運用されていると考えている。

<p><u>②規程の運用は適切に行われていますか。規程に沿った募集・任免・昇格のプロセスを説明してください。</u></p> <p>採用・昇格に関して、一定の教育歴と博士号を有することなどを定める学部人事に関する学部教授会内規に則り、学部人事がなされる時に併せて大学院担当の人事も実施される。運用は適切に行われている。</p>
<p>2.4 教員の資質向上を図るための方策を講じているか。</p> <p><u>①研究科（専攻）内のFD活動はどのように行われていますか。具体的に説明してください。</u></p> <p>「学生による授業改善アンケート」を実施しており、そこで高い評価を維持するよう研究科教授会で結果を共有しつつ議論している。</p> <p><u>②研究活動を活性化するためにどのような方策を講じていますか。</u></p> <p>学部教授会においてたてられた方策（法学志林掲載や学術研究データベースの毎年の更新）に則って内容の充実を図っている。また、新たに研究会を開催するなどをして研究活動の活性化に努めている。</p>
<p>3 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針</p>
<p>3.1 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。</p> <p><u>①研究科（専攻）として修得しておくべき学習成果、その達成のための修了要件等を明確にした学位授与方針を設定していますか。</u></p> <p>大学院学則3条に定める修士課程・博士課程の目的—広い視野に立って精深な学識を授けるや専門分野について研究者として自立した研究を行う—に則り、大学院入学案内において、時代の先端を行く専門分野の法律知識の習得に加え比較法的な知識を活用して柔軟な法解釈ができること、多様な言語を用いて自己の意見を説明し他者に配慮しながら積極的なコミュニケーションが取れることなどをディプロマ・ポリシーとして定め、修士課程・博士課程ごとに修得しておくべき学習成果を明確に定めている。また、修士論文・博士論文の作成を修了要件として定めている。</p>
<p>3.2 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。</p> <p><u>①学生に期待する学習成果の達成を可能とするための教育課程の編成・実施方針を設定していますか。</u></p> <p>大学院学則3条に定める目的に基づき、①「自由と進歩」の建学の精神、②既成概念にとらわれない自由な発想で積極的にチャレンジする創造的意欲、③他者への思いやり、これらを持った者を受け入れるとのアドミッション・ポリシーに合うカリキュラムを、大学院案内や大学院ホームページにて、①法律学自体の強い体系性を反映した多数の科目、②現代の新たな法現象を扱う科目と多様性とんだカリキュラムを配置すると、カリキュラム・ポリシーを定めて、目的に基づく教育課程の編成・実施方針を明示している。</p>
<p>3.3 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。</p> <p><u>①どのように教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していますか。</u></p> <p>毎年、大学院入学案内に記載するとともに大学HPに公表し、周知を図っている。</p>
<p>3.4 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。</p> <p><u>①教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性の検証プロセスを具体的に説明してください。</u></p> <p>カリキュラム委員会において見直し、その結果を研究科教授会で検討し、質保証委員会で検証している。</p>
<p>4 教育課程・教育内容</p>
<p>4.1 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</p> <p><u>①修士課程においてコースワーク、リサーチワークをどのように位置づけていますか。</u></p> <p>コースワークは体系的カリキュラムに従って理論を身に着ける、リサーチワークは院生の関心あるテーマを調べ報告すると位置付ける。そのようなカリキュラム改革をおこない、明確化がほぼ完成した。2015年度に必要な改正作業を行い、2016年度に実施する予定である（2017年度入学生から適用されることになる）。</p> <p><u>②博士後期課程において授業科目を単位化し、修了要件としていますか。また、コースワーク、リサーチワークをどのように位置づけていますか。</u></p> <p>2014年度のカリキュラム委員会において単位化するとの合意ができ、各種規程改正の必要の可否を確かめて2015年度に完了し2016年度に実施する予定である。コースワーク、リサーチワークについて修士課程と同様の位置づけで明確化に努め、必要な改正手続きを2015年度に行い、2016年度に実施する予定である。コースワーク・リサーチワークをどの程度修了要件に反映させるかは2015年度に決定する。</p>
<p>4.2 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。</p> <p><u>①専門分野の高度化に対応した教育内容を提供していますか。</u></p> <p>少人数ゼミ形式の授業が多いため受講生一人ひとりの習熟度やニーズに対応した授業内容を提供でき、学界をリードする教員により専門分野の高度化に対応した教育内容を提供している。</p>

<p><u>②大学院教育のグローバル化推進のためにどのような取り組みをしていますか。</u></p> <p>諸外国から留学生の受け入れのために外国人入試の充実を図っている。留学を推奨している。外国書講読(法律学原典講読。2015年は英、独、仏)を開講している。外国文献検索としてレキシス・ネキシスを利用しており、そのガイダンスを実施するなどをしている。また、外国人専門家を招聘して講演会を開催する際、院生にも参加を呼びかけ留学へのきっかけとなるよう取り組みを行っている。</p>
<p>5 教育方法</p>
<p>5.1 能力育成の観点から教育方法および学習指導は適切か。</p>
<p><u>①学生の履修指導をどのように行っていますか。</u></p> <p>法学研究科では院生の専攻分野によって大きく履修科目が異なるため、各指導教員が個別に院生の自主性を尊重して履修指導している。研究指導体制のいわゆる見える化について、目下カリキュラム委員会及び研究科教授会において検討をしている。</p> <p><u>②研究科(専攻)として研究指導計画を書面で作成し、あらかじめ学生が知ることのできる状態にしていますか。</u></p> <p>シラバスを作成・配布し、各科目の年間指導計画を研究科スタッフ及び院生全体で共有できるようにしている。目下、カリキュラム委員会においてリサーチ科目として研究指導の新科目を設置する議論を行っており、設置が決まるとシラバスに研究指導計画を明示することとなる。</p> <p><u>③研究指導計画に基づく研究指導、学位論文指導をどのように行っていますか。</u></p> <p>個々の院生に対する学位論文指導について、指導教員による個別指導に負うところが多い。現在、カリキュラム委員会で、修士課程に関してリサーチワーク科目として新科目を設置する議論がなされている。また、専門を同じくする教員が集まって研究会が催されているが、そこに院生も参加し、報告するなどの対応をして、組織的な指導への取り組みをおこなっている。</p>
<p>5.2 シラバスに基づいて授業が展開されているか。</p>
<p><u>①シラバスが適切に作成されているかの検証を行っていますか。</u></p> <p>法学研究科では、カリキュラム委員会でシラバスの適切作成の議論がなされているが、その際に適切な作成がなされているか検証する必要があるとされた場合その報告が研究科教授会になされ、検証することとなっている。</p> <p><u>②授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っていますか。</u></p> <p>法学研究科では、シラバス作成と同様、カリキュラム委員会において必要と判断された場合、研究科教授会において検証することとなっている。</p>
<p>5.3 成績評価と単位認定は適切に行われているか。</p>
<p><u>①成績評価と単位認定の適切性をどのように確認していますか。</u></p> <p>法学研究科では、シラバスに成績評価方法を明示し、院生や教員が適切さを判断できるようにしている。適切性確認の必要がある場合には、カリキュラム委員会や研究科教授会が開催され検討・確認されている。</p>
<p>5.4 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。</p>
<p><u>①教育成果の検証を研究科(専攻)ごとに定期的に行っていますか。</u></p> <p>通常は年度末に1度、修論審査結果報告の際に研究科教授会にてメンバー全員が情報を共有するとともに、報告内容に関して、ディプロマ・ポリシーに則り必要な検証をおこなっている。</p> <p><u>②学生による授業改善アンケート結果をどのように組織的に利用していますか。</u></p> <p>研究科教授会で、年度末に1回行っている。同教授会において「学生による授業改善アンケート」の結果を共有・議論するが、その際に、同アンケートを利用している。授業における院生の取り組みや習熟度、学位論文執筆状況などの情報を共有し改善の必要があるかどうかなど審議している。</p>
<p>6 成果</p>
<p>6.1 教育目標に沿った成果が上がっているか。</p>
<p><u>①学生の学習成果をどのように測定していますか。</u></p> <p>法学研究科では、伝統的な研究者養成を前提としているため、学修成果の測定は学位論文審査の際に行っている。学位論文審査は複数の審査委員による論文・口述審査を実施して学位に結び付くかどうかを判断・判定する。また、論文・口述審査は学位取得に関するもので、研究科教授会の審議にかかる。</p>
<p>6.2 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。</p>
<p><u>①学位論文審査基準を明らかにし、あらかじめ学生が知ることのできる状態にしていますか。</u></p> <p>法学研究科では、大学院学則3条に定める目的に則り、大学院入学案内や大学院ホームページにおいて、①法の基本原理などの探求、②先端を行く専門分野の法律知識や比較法の知識を活用して柔軟な解釈ができることなど、研究者・高度職業</p>

人としての基礎力を身に付けている旨の学位授与方針を作成・明示している。これらの媒体を通じて学生に周知している。

②学位授与状況（学位授与者数・学位授与率・学位取得までの年限等）をどのように把握していますか。

研究科教授会にて、指導教員や学位論文審査委員からの情報提供に基づき各年度の学位取得者の増減も示される。これらを通して、学位授与者数や学位取得年限等も把握している。

③学位の水準を保つために、どのような取り組みを行っていますか。

法学研究科では、学位論文審査は複数の審査委員による論文・口述審査からなる。学位授与水準は審査において維持される。その結果は研究科教授会に報告・審議され、その際に学位授与の水準に達しているか判定される。

④就職・進学状況を把握していますか。

学籍移動状況及び各指導教員からの情報提供によって、また、修了生はキャリアセンターに報告することとされており、これらから得た情報は研究科教授会で報告され把握・共有されている

7 学生の受け入れ

7.1 学生の受け入れ方針を明示しているか。

①求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を設定していますか。

大学院入学案内や大学院ホームページにて、①「自由と進歩」の建学の精神、②既成概念にとらわれない自由な発想で積極的にチャレンジする創造的意欲、③他者への思いやり、これらを持った者を受け入れるとのアドミッション・ポリシーを明示している。また、それらを備えるに必要なカリキュラムを、①法律学自体のもつ体系性に照らした科目の設定、②現代の新たな法現象を扱う多様性をもたせた科目を配置するなどのカリキュラム・ポリシーの下に実施している。

7.2 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

①定員の超過・未充足にどのように対応していますか。

法学研究科としては、定員を充足していない現状に対して、特に修士課程について導入済みの学科内試験に加えて、2015年度入試改革(外国人・社会人入試、受験科目の見直し)を実施した。その成果を受けて、2016年度入試に2月入試に外国人・社会人入試を加え、外国人入試には研修生の併願を認めることとする。

7.3 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的な検証を行っているか。

①学生募集および入学者選抜の結果についてどのように検証していますか。

法学研究科では、研究科教授会で、各々の入試ごとに受験生の動向、試験科目の適切さ、判定基準などについて議論をして、検証をおこなっている。

8 管理運営

8.1 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

①研究科長をはじめとする所要の職を置き、また教授会等の組織を設け、これらの権限や責任を明確にした規程を整備し、規程に則った運営が行われていますか。

大学院学則6条に基づいて、研究科教授会が一定の事項を審議するために設置されるとともに、専攻主任が研究科長を兼務し、研究科長が研究科に関する公務を掌ることとされている。法学研究科はその大学院学則に則って運営が行われている。

9 内部質保証

9.1 内部質保証システム（質保証委員会）を適切に機能させているか。

①質保証委員会は「果たすべき基本的な役割」に則して適切に活動していますか。

法学研究科では、2013年度大学評価報告書の指摘を受けて、研究科質保証委員会を設置した。当委員会は研究科教授会全構成員からなり、研究科長ではない者を委員長として質保証に関する審議をおこなっている。これにより適切に活動しているといえる。

②広義の質保証活動への教員の参加状況を説明してください。

教員全員が質保証委員として質保証活動に参加している。

学生支援【任意項目】

学生への生活支援は適切に行われているか。

・研究科（専攻）として学生の生活相談に組織的に対応していますか。

オリエンテーションの折に生活相談等に当たる相談室の紹介をしている。また、窓口として指導教員が対応し場合によっては相談室に行くよう助言している。あるいは、必要に応じて、研究科長が窓口となって対応することとなっている。

・研究科（専攻）として各種ハラスメント（アカデミックハラスメント、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等）の防止の取り組みを行なっていますか。

教員に対して、教員ハンドブックを配布して周知するとともに、学部教授会において、開催される相談員による講習会に

参加するなどして啓蒙している。院生には、入学時オリエンテーションにおいて、パンフレットを配布するとともに、ガイダンスの枠を設けて周知している。在学院生に対しては、年度初めにパンフレットを配布するといった、取り組みをしている。

・研究科（専攻）として学生の海外留学等の相談に組織的に対応していますか。

オリエンテーションの折に海外留学補助制度などの周知を図っている。個別具体的相談は指導教員により対応している。

教育研究等環境【任意項目】

教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）、技術スタッフなどの教育研究支援体制はどのようなになっていますか。

大学院にて留学生に対する院生による TA 制度（チューター制度）が用意されている。法学部資料室を院生にも開放し、資料室内にある外国法データベース利用に関する講習会を院生に対して開催するなどして、支援している。

研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

・研究倫理に関する学内規程に基づき、規程の周知、研修会の開催等、研究倫理を浸透させるための取り組みを行っていますか。

全学的に取り組みがなされ、規程が設けられた。それは、研究科教授会で周知している。

現状分析根拠資料一覧

資料番号	資料名
1 理念・目的	
1.2	http://www.hosei.ac.jp/gaiyo/rinen/rinen/daigaku_in.html#04
2 教員・教員組織	
2.1①	専任教員の採用・昇格に関する内規
2.1①	http://www.hosei.ac.jp/gs/kenkyuka/hou/hou_senko/kyoin_message.html
2.3①	専任教員の採用・昇格に関する内規
2.4②	http://kenkyu-web.i.hosei.ac.jp/scripts/websearch/index.htm
3 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	
3.1①	大学院入学案内(2016年版) http://www.hosei.ac.jp/gaiyo/rinen/hoshin/gakui_juyo/daigaku_in.html
3.2①	http://www.hosei.ac.jp/gaiyo/rinen/hoshin/kyoiku_katei/daigaku_in.html
3.3①	http://www.hosei.ac.jp/gs/kenkyuka/hou/index.html
4 教育課程・教育内容	
4.1①②	大学院学則別表、履修要綱・シラバス、大学院入学案内、大学院ホームページ(いずれも 2017 年度の予定)
4.2①	履修要綱・シラバス
4.2②	履修要綱・シラバス http://www.hosei.ac.jp/gaiyo/rinen/hoshin/kyoiku_katei/daigaku_in.html
5 教育方法	
5.1①	http://www.hosei.ac.jp/gaiyo/rinen/hoshin/kyoiku_katei/daigaku_in.html
5.1②	履修要綱・シラバス
5.3①	履修要綱・シラバス
5.4②	http://www.hosei.ac.jp/fd/images/topics/1427076526/1427076526_4.pdf
6 成果	
6.2①	大学院入学案内、大学院ホームページ
7 学生の受け入れ	
7.1①	大学院入学案内、大学院ホームページ http://www.hosei.ac.jp/gaiyo/rinen/hoshin/ukeire_hoshin/daigaku_in.html
8 管理運営	
8.1①	法政大学院学則 6 条
9 内部質保証	
9.1①	質保証委員会の果たすべき基本的な役割と活動について

学生支援	
10.1③	http://www.hosei.ac.jp/gs/gakuhi/kaigaikatsudo/index.html
教育研究等環境	
11.1①	http://www.hosei.ac.jp/gs/gakuhi/index.html

Ⅲ. 研究科（専攻）の重点目標

教育課程・教育内容について 2014 年度に実施した改革を引継ぎ、完了させるとともに、学位論文作成を目指した計画的な研究を具体化するための科目設置などを図る。入試制度の検証・検討を実施し、定員充足率の改善を図る。

Ⅳ 2014 年度目標達成状況

No	評価基準	教育課程・教育内容					
1	中期目標	必要に応じてリサーチワーク・コースワークを適切に組み合わせた課程制大学院に相応しい新カリキュラム構築を目指す。					
	年度目標	カリキュラム委員会および教授会における新カリキュラム案の審議					
	達成指標	新カリキュラム案の大綱の策定					
	年度末報告	<table border="1"> <tr> <td>自己評価</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>カリキュラム委員会において大綱は策定され、次年度教授会において学則改正案を審議する準備を整えることができた。</td> </tr> <tr> <td>改善策</td> <td>—</td> </tr> </table>	自己評価	S	理由	カリキュラム委員会において大綱は策定され、次年度教授会において学則改正案を審議する準備を整えることができた。	改善策
自己評価	S						
理由	カリキュラム委員会において大綱は策定され、次年度教授会において学則改正案を審議する準備を整えることができた。						
改善策	—						
No	評価基準	教育方法					
2	中期目標	新カリキュラム構築と並行して、大学院におけるコースワークの効果的实施方法につき検討を進め、教育指導上の必要に応じて適切な措置を講じる。					
	年度目標	新カリキュラム案の下での教育方法の検討					
	達成指標	カリキュラム委員会および教授会における審議					
	年度末報告	<table border="1"> <tr> <td>自己評価</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>上記カリキュラム案大綱の審議を通じて、大学院教育におけるコースワーク科目の教育方法についての検討も併せて行った。</td> </tr> <tr> <td>改善策</td> <td>—</td> </tr> </table>	自己評価	A	理由	上記カリキュラム案大綱の審議を通じて、大学院教育におけるコースワーク科目の教育方法についての検討も併せて行った。	改善策
自己評価	A						
理由	上記カリキュラム案大綱の審議を通じて、大学院教育におけるコースワーク科目の教育方法についての検討も併せて行った。						
改善策	—						
No	評価基準	成果					
3	中期目標	新カリキュラム構築と並行して、コースワーク導入に伴う教育成果の測定方法及び学位授与の基準への影響について検討を進める。					
	年度目標	新カリキュラム案の下での成績評価・学位授与基準のあり方に関する検討					
	達成指標	カリキュラム委員会および教授会における審議					
	年度末報告	<table border="1"> <tr> <td>自己評価</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>上記カリキュラム案大綱の審議を通じて、大学院教育におけるコースワーク科目の位置づけについて一定の共通理解を得ることができた。</td> </tr> <tr> <td>改善策</td> <td>—</td> </tr> </table>	自己評価	A	理由	上記カリキュラム案大綱の審議を通じて、大学院教育におけるコースワーク科目の位置づけについて一定の共通理解を得ることができた。	改善策
自己評価	A						
理由	上記カリキュラム案大綱の審議を通じて、大学院教育におけるコースワーク科目の位置づけについて一定の共通理解を得ることができた。						
改善策	—						
No	評価基準	学生の受け入れ					
4	中期目標	新設の社会人入試・外国人入試の実施状況を踏まえつつ、定員充足率の向上に資する施策を検討する。					
	年度目標	社会人入試・外国人入試の実施					
	達成指標	社会人入試または外国人入試への 1 名以上の出願者の獲得					
	年度末報告	<table border="1"> <tr> <td>自己評価</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>外国人入試 7 名・社会人入試 2 名の出願を得た。</td> </tr> <tr> <td>改善策</td> <td>—</td> </tr> </table>	自己評価	S	理由	外国人入試 7 名・社会人入試 2 名の出願を得た。	改善策
自己評価	S						
理由	外国人入試 7 名・社会人入試 2 名の出願を得た。						
改善策	—						

Ⅴ 2015 年度中期目標・年度目標

No	評価基準	教育課程・教育内容
----	------	-----------

1	中期目標	必要に応じてリサーチワーク・コースワークを適切に組み合わせた課程制大学院に相応しい新カリキュラム構築を目指す。
	年度目標	2015 年度完成に向けて手直しをし、必要な規程改正を完了させる。
	達成指標	必要な規定改正を行い、完了する。
No	評価基準	教育方法
2	中期目標	新カリキュラム構築と並行して、大学院におけるコースワークの効果的实施方法につき検討を進め、教育指導上の必要に応じて適切な措置を講じる。
	年度目標	在籍期間中の研究指導計画について明確にする一方法として、院生の学位論文指導を目的とする科目設置に取り組む。
	達成指標	カリキュラム委員会を年 4 回以上開催して、一定の結論を得る
No	評価基準	成果
3	中期目標	新カリキュラム構築と並行して、コースワーク導入に伴う教育成果の測定方法及び学位授与の基準への影響について検討を進める。
	年度目標	コースワーク導入に関する他大学制度の状況を把握する。
	達成指標	カリキュラム委員会で、他大学の制度と比較検討する。
No	評価基準	学生の受け入れ
4	中期目標	新設の社会人入試・外国人入試の実施状況を踏まえつつ、定員充足率の向上に資する施策を検討する。
	年度目標	2015 年度入試制度改革の成果を踏まえ、2016 年度入試の 2 月入試にも外国人・社会人入試を実施し、さらに 2 月の外国人入試には研修生入試の併願を認める。
	達成指標	1 名以上の増加を目指す。

VI 2012 年度認証評価 努力課題に対する改善計画（報告）書

No	基準項目	4. 教育内容・方法・成果
1	大学基準協会からの指摘事項	大学院博士後期課程において、人文科学、国際文化、経済学、法学、政治学、社会学、経営学、政策科学、工学、情報科学の 10 研究科は、コースワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえないので、課程制大学院の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。
	評価当時の状況	指導教員による個別指導を重視して、博士後期課程独自の授業としては指導教員が開講する 1 科目のみを院生に履修させ、これを補完するために修士課程の授業の履修を認めている。
	改善計画・改善状況	必要に応じてリサーチワーク・コースワークを適切に組み合わせた新カリキュラムを 2015 年度までに構築することを目標として、2013 年度に教授会内にカリキュラム委員会を設置し、2014 年度では新カリキュラム策定や博士後期課程の単位制移行について、合意ができた。2015 年度は修士課程での論文指導の新科目設置や 2014 年度において合意がなった博士後期課程の単位制移行の手続きを整え、完了する予定である。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	—
No	基準項目	5. 学生の受け入れ
2	大学基準協会からの指摘事項	過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が、デザイン工学部建築学科で 1.20 と高く、また、収容定員に対する在籍学生数比率について、理工学部電気電子工学科で 1.21、政策創造研究科博士後期課程で 3.33 と高く、一方、経済学研究科修士課程で 0.32、法学研究科修士課程で 0.20 と低いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	学科内入試制度を導入するなど収容定員に対する在籍学生比率の適正化に向けて取組みを継続しているところである。
	改善計画・改善状況	必要に応じて多様な入学者を確保することができるような措置として、2015 年度入試から社会人入試および外国人入試を実施することとした。2015 年度は、2014 年度の実施結果を踏まえ、2016 年度入試で、さらに 2 月の大学院入試にも社会人・外国人入試を追加し、外国人入試に関して 2 月入試において研修生との併願を認めることとする。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	2016 年度入試要項

VII 大学評価報告書

大学評価委員会の評価結果への対応に関する所見	
	法学研究科では、カリキュラム委員会を中心にコースワーク、リサーチワークの明確化をほぼ完了するとともに、設置科目の見直しや博士後期課程の改革を継続する予定である。定員の未充足に関しても、外国人、社会人入試の導入など、入試の間口を広げるべく努めている。入試改革は行ったばかりで検証はまだであるが、入試制度についてはすべて網羅したと考えている。研修生に門戸を広げるということに関しては、現在は研修生はいるが十分な制度ではなかったとのことであるが、来年度入試からは研修生との併願制度を実施するため、特に留学生の研修生の増加を期待している。今後はその成果を見守りたい。
現状分析に対する所見	
1 理念・目的	
1.1 理念・目的は、適切に設定されているか。	法学研究科は、既成概念に囚われず自由な発想で考え新しい問題に積極的にチャレンジする創造性と、他者への思いやりを備えた研究者養成・高度職業人の養成を通じて、社会のニーズに応えることを理念・目的として設定しており、これは適切と思われる。
1.2 理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。	法学研究科では、大学院入学案内や大学および大学院ホームページにおいて、研究科の理念・目的を公表・周知している。
1.3 理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	法学研究科では、その理念・目的について、年4回程度開催されるカリキュラム委員会で検討した結果を踏まえ、研究科教授会において検証している。
2 教員・教員組織	
2.1 学部等として求める教員像および教員組織の編制方針を明確にしているか。	法学研究科教員に求められる教員像として、学部教授会内規に基づき、大学院担当教員の専門分野における高い研究能力と教育能力を持ち合わせた教員像が明確にされている。 また、法学部教員として採用する際に、上記の能力を有する教員を、研究科教授会での研究業績と教育業績の審査を通して適切に採用し、その経歴・業績等をホームページ上で公開している。 研究科教授会において、年度毎にカリキュラム及び担当者を審議することによって、組織的な教育の確保と各教員の役割分担・責任を確認し、明確にしている。
2.2 教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	法学研究科では、開講科目の大半を専任教員が担当し、幅広い法分野について修士課程・博士後期課程の院生の指導が出来る、カリキュラムにふさわしい教員組織を備えている。また、学部教員採用の際には、教員の年齢構成についても、適切に配慮している。女性教員は専任教員22名中7名在籍し、約30%の割合である。
2.3 教員の募集・任免・昇格は適切に行われているか。	法学研究科では、教員の募集・任免・昇格は法学部の規程に準拠している。また規定については適切な手続きによって運用している。
2.4 教員の資質向上を図るための方策を講じているか。	法学研究科では、FD活動として、「学生による授業改善アンケート」実施しており、高い評価を維持するよう研究科教授会で結果を共有しつつ議論している。 研究活動については、法学志林への論文掲載や学術研究データベースの毎年の更新などにより充実を図っている。また、社会法研究会を立ち上げ、2ヶ月に1回の頻度で開催している。研究科内だけでなく、他大学の教員やオーバードクターなども入っており、研究活動の活性化に努めていることは評価できる。
3 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	
3.1 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	法学研究科では、修士課程および博士後期課程について、それぞれディプロマ・ポリシーを定め、明示している。
3.2 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	法学研究科は法律学が強い体系性を有していることの反映から、基本的には一定のメニューをそろえるカリキュラム・ポリシーを定め、大学院案内や大学ホームページにおいて明示している。
3.3 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。	

<p>法学研究科では、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、大学院案内に記載するとともに、大学および大学院HPに公表している。</p>
<p>3.4 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。</p> <p>法学研究科では、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性については、カリキュラム委員会において見直し、その結果を研究科教授会で検討したうえ、質保証委員会で検証している。具体的に見直した点は入試制度があり、すでに改革済みである。教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは現在検討中で、各分野の総合的な講義科目新設も現在検討中である。</p>
<p>4 教育課程・教育内容</p>
<p>4.1 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</p> <p>法学研究科では、修士課程のコースワークを体系的カリキュラムに従って理論を身に着けること、リサーチワークを院生の関心あるテーマを調べ報告することと位置付けており、そのためのカリキュラム改正作業を2015年度に行い、2016年度に実施(2017年度入学生から適用)する予定である。なお、現在は、コースワーク・リサーチワークの設定、バランスのよいゆるやかな履修指導、5つの分野での総合科目の新設、セメスター制度への移行、論文指導という名称の科目の開設が検討されており、その成果に期待したい。</p> <p>博士後期課程における授業科目の単位化については、2014年度のカリキュラム委員会において合意しており、各種規程改正の必要の可否を確かめたうえ、2015年度に所要の作業を完了し、2016年度より実施する予定である。修士課程と同様に位置づけているコースワーク、リサーチワークをどの程度修了要件に反映させるかは、2015年度に決定する。</p>
<p>4.2 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。</p> <p>法学研究科では、少人数ゼミ形式の授業が多く、院生の習熟度やニーズに応じた授業内容が行われるとともに、専門分野の高度化に対応した教育内容が提供されている。</p> <p>大学院教育のグローバル化に関しては、諸外国から留学生を受け入れる(修士課程、博士後期課程の院生、研修生、研究生)とともに、諸外国への留学を推奨している。ただし留学生の送り出しは若干名にとどまっている。他方、外国書講読の授業(法律学原典講読第1~3:2015年は英、独、仏を予定)を毎年開講している。この授業は「講読」とシラバスに書かれてあるが、聞き取りや発話にも時間を割いており、留学への対応を視野に入れている。</p>
<p>5 教育方法</p>
<p>5.1 能力育成の観点から教育方法および学習指導は適切か。</p> <p>法学研究科では、院生が専攻する分野によって履修すべき授業が異なるため、指導教員が個別に院生の自主性を尊重して履修指導を実施する一方、研究指導体制のあり方全体については、カリキュラム委員会及び教授会において検討しているが、これは現実的かつ適切な対応と考えられる。研究指導体制のいわゆる見える化について、論文指導科目やコースワークの設置など目下カリキュラム委員会及び研究科教授会において検討をしているとのことであり、その具体化に期待したい。</p> <p>また、シラバスにおいて各科目の年間指導計画を研究科スタッフ及び院生全体で共有できるようにしている。さらに、現在カリキュラム委員会において検討している、リサーチワーク科目として研究指導の新科目の設置が具体化すれば、シラバスに研究指導計画を明示するとのことである。</p> <p>個々の院生に対する学位論文指導については、指導教員による個別指導に加えて、上記のようにリサーチワーク科目として新科目を設置することを検討している。また、教員の研究会への院生の参加や報告を促すことを通じて、組織的な指導を試みている。</p>
<p>5.2 シラバスに基づいて授業が展開されているか。</p> <p>法学研究科では、シラバスが適切に作成されているか、またシラバスに沿って授業が行われているかは、カリキュラム委員会が検証の必要性を判断し、必要性に応じて研究科教授会で検証している。</p>
<p>5.3 成績評価と単位認定は適切に行われているか。</p> <p>法学研究科では、シラバスに成績評価方法を明示し、院生や教員が適切さを判断できるようにしている。適切性確認の必要がある場合、カリキュラム委員会や研究科教授会で検討・確認している。</p>
<p>5.4 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。</p> <p>法学研究科では、年度末に1度、修論審査結果報告の際に研究科教授会にてメンバー全員が情報を共有するとともに、報告内容に関して、ディプロマ・ポリシーに則り必要な検証をおこなっている。</p> <p>研究科教授会では年度末に「学生による授業改善アンケート」の結果を共有・議論し、院生の取り組みや習熟度、学位論文執筆状況などの情報を共有して改善の必要性の有無について審議している。</p>
<p>6 成果</p>
<p>6.1 教育目標に沿った成果が上がっているか。</p>

<p>法学研究科では、伝統的な研究者養成を前提としているため、学習成果の測定は専ら複数の審査委員による論文・口述審査に基づく学位論文審査の際に行っている。また、学位論文の中間報告会については設けられていないが、今後検討を期待したい。</p>
<p>6.2 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。</p> <p>法学研究科では、大学院入学案内や大学院ホームページにおいて、①法の基本原理などの探求、②先端を行く専門分野の法律知識や比較法の知識を活用して柔軟な解釈ができることなど、研究者・高度職業人としての基礎力を身に付けている旨の学位授与方針を明示し、学生に周知している。</p> <p>学位授与者数や学位取得年限等については、研究科教授会にて、指導教員や学位論文審査委員からの情報提供に基づき把握している。</p> <p>法学研究科では、学位論文が学位授与の水準に達しているかについては、複数の審査委員による論文・口述審査により判断され、最終的には研究科教授会において判定している。</p> <p>院生の就職・進学状況については、学籍異動状況及び各指導教員からの情報提供、修了生のキャリアセンターへの報告に基づき、研究科教授会において把握している。</p>
<p>7 学生の受け入れ</p>
<p>7.1 学生の受け入れ方針を明示しているか。</p> <p>法学研究科では、①「自由と進歩」の建学の精神、②既成概念にとらわれない自由な発想で積極的にチャレンジする創造的意欲、③他者への思いやりを持ちつつ、「柔軟な法律の解釈・適用能力」、「多様な言語を用いて自己の意見を説明する能力」、「他者に配慮しながら積極的にコミュニケーションができる能力」等を修得しえる可能性を持つ人材を受け入れることを、アドミッション・ポリシーにおいて明示している。</p>
<p>7.2 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。</p> <p>法学研究科では、定員の未充足に対し、すでに導入済みの学科内試験に加え、2015年度に入試改革(外国人・社会人入試、受験科目の見直し)を実施し、2016年度入試では2月入試に外国人・社会人入試を加え、また外国人入試には研修生の併願を認めることとしており、その成果を期待したい。</p>
<p>7.3 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。</p> <p>法学研究科では、学生募集および入学者選抜の結果について、研究科教授会で、各回の入学試験ごとに検証しており、上記のような入試改革に結びつけていることは評価したい。</p>
<p>8 管理運営</p>
<p>8.1 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。</p> <p>法学研究科では、大学院学則6条に基づいて、研究科教授会が設置されている。「法政大学大学院法学研究科教授会規程」により、研究科長の選出は研究科専任教員間の互選によって行われており、研究科に関する公務を掌っている。</p>
<p>9 内部質保証</p>
<p>9.1 内部質保証システム（質保証委員会）を適切に機能させているか。</p> <p>法学研究科の質保証委員会は、研究科教授会全構成員により構成され、研究科長ではない者を委員長として、年2回程度、質保証に関する審議を行っている。これにより適切に活動しているといえる。</p> <p>教員全員が質保証委員として質保証活動に参加しているが、PDCAサイクル【目標の設定(P)、円滑で効率的な業務執行(D)、的確な評価システムの構築(C)、評価結果に基づく改革・改善(A)】を明確にした点検・評価という質保証委員会の位置づけを明確にする必要があると考える。</p>
<p>学生支援【任意項目】</p>
<p>学生への生活支援は適切に行われているか。</p> <p>法学研究科では、オリエンテーションの際に学生相談室を紹介し、必要があれば指導教員が対応したうえ、同相談室に行くよう助言し、場合によっては研究科長が窓口となって対応している。</p> <p>各種ハラスメントについては、教員に対し教員ハンドブックを配布して周知するとともに、学部教授会でハラスメント相談員による講習会への参加を促している。新入院生には、入学時オリエンテーションにおいて、在学院生に対しては年度初めにそれぞれパンフレットを配布するとともに、ガイダンスの枠を設けている。</p> <p>海外留学については、オリエンテーションの際に補助制度などを周知し、具体的な相談については指導教員が応じているが、院生数や研究科の性格からみて現実的な対応と考えられる。</p>
<p>教育研究等環境【任意項目】</p>
<p>教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。</p>

<p>法学研究科では、留学生に対しては、院生による TA 制度(チューター制度)を設けている。 法学部資料室を院生に開放し、資料室設置の外国法データベースの利用講習会を開催している。</p>
<p>その他法令等の遵守状況</p>
<p>2015 年度における収容定員に対する学生数比率について、法学研究科修士課程で 0.33、博士後期課程で 0.27 と低いので改善が望まれる。</p>
<p>2014 年度目標の達成状況に関する所見</p>
<p>法学研究科では、カリキュラム改革については、年度目標は達成されていると判断される。一方、定員の未充足については、入試改革などにより成果を挙げつつあるが、今後も不断の取り組みが求められる。</p>
<p>2015 年度中期・年度目標に関する所見</p>
<p>法学研究科では、カリキュラム改革の中核である、リサーチワーク・コースワークの定着を確実に図っていこうという方向性は評価できる。一方、学生の受け入れについて、「1 名以上の増加」という目標は、環境の厳しさを勘案しても、やや控えめに過ぎるのではないかと。2015 年度入試改革並びに 2016 年度入試改革の成果をみた上で、場合によっては、研究科全体の将来像について、より抜本的な検討の着手を模索することも考えてみるべきかもしれない。</p>
<p>認証評価における指摘事項への対応状況に関する所見</p>
<p>法学研究科では、リサーチワーク、コースワークを組み合わせた新カリキュラムの構築に向け作業を重ねており、今年度中に完了する予定ということなので、その取り組みと成果を見守りたい。</p> <p>学生の受け入れに関しては、社会人入試・外国人入試の実施・拡大など、かなりの改革を行っていることは評価したいが、まだ十分な成果を上げているとは判断できないので、不断の努力を重ねられたい。</p>
<p>総評</p>
<p>法学研究科では、志願者の減少傾向に歯止めをかけるべく、具体的な対策を相次いで打ち出しており、2015 年度は、修士課程については志願者、入学者の増加を実現していることは、評価したい。しかし、博士後期課程については、依然、非常に厳しい状況であり、修士課程を含め、危機的な状況を脱したとはまだ判断しがたい。「東京法学社」から続く本学法教育の伝統を受け継いでいくためには、より抜本的な改革も視野に入れつつ、今後の研究科のあり方について、不断の検討を重ねていただきたい。</p>